

# 令和8年4月から 水道料金の請求間隔が改定されます

令和7年9月定例議会で水道条例の改正が可決されました

水道は、生活に欠かせない「水」を住民の皆さんに届ける重要なライフラインです。村では、安全・安心な「水」を安定的に供給できるよう、水質の管理や水道管の整備更新など、さまざまな事業に取り組んでいます。

しかし、近年の物価高騰の影響による支出の大幅増加や人口の減少による収入の減少などにより、財源の確保や安定経営が大変厳しい状況であり、水道事業の継続のためには水道料金の値上げが必要な時期にきています。

今回の請求間隔の改訂は、水道使用者の皆さんへの実質的な金銭負担を増加させずに経営状況を少しでも改善させるための取り組みとして実施するものです。

将来にわたる継続的な水道事業の運営のため、皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。詳しくは、村ホームページをご確認ください。



村HP

## 改定内容

これまでの毎月検針・毎月請求の方法から2カ月に1回の検針・請求に変更するものです。  
※水道使用者の皆さんの実質的な金銭負担は、ほとんどの場合これまでと変わりません。

## 改定時期

令和8年4月使用分から（詳しくは下の表をご参照ください）。

- 3月使用分料金については4月15日に納付書発送、4月27日に口座引落、4月30日が納付書の納期限となり、毎月の請求はこれが最後となります。
- 4～5月使用分料金から2カ月に1回の請求となり、6月15日に納付書発送、6月29日に口座引落、6月30日が納付書の納期限で、以降も2カ月分の使用料金をその翌月に請求させていただきます。

月	3月			4月			5月	6月			7月	8月		
日	13日	27日	30日	15日	27日	30日		15日	29日	30日		14日	27日	31日
口座引落・納付書	納付書 発送	口座 引落	納付書 納付期限	納付書 発送	口座 引落	納付書 納付期限		納付書 発送	口座 引落	納付書 納付期限		納付書 発送	口座 引落	納付書 納付期限
請求月	3月			4月				6月				8月		
使用月	2月使用分			3月使用分				4～5月使用分				6～7月使用分		
変更前	→ 毎月徴収期間（これまでどおり）													
変更後								→ 隔月徴収期間（2カ月に1回になります）						

※上記はあくまで現時点での予定日となります。

変更タイミング

## 新料金表

令和8年（2026年）4月利用分（6月請求）からの新料金は以下のとおりです。

基本料金（2カ月に1回）	基本水量	従量料金（1トン当たり） ※これまでと変更ありません
2,200円（税込み2,420円）	20トン	110円（税込み121円）

〈問い合わせ〉水・環境課 水道係 TEL0967 (67) 3176